

- 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成 19 年 5 月 31 日 医政発 0531003・老発 0531001 厚生労働省医政・老健局長連名通知）（抄）

改正前	改正後
<p>一 介護老人保健施設等の範囲について</p> <p>介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。</p>	<p>一 介護老人保健施設等の範囲について</p> <p>介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、<u>複合型サービス事業所</u>、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。</p>